

第 6 期山北町障害福祉計画・
第 2 期山北町障害児福祉計画

令和 3 年 3 月
山北町

はじめに

山北町では障がいの有無にかかわらず、だれもが安心して豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「第3次山北町障害者計画」及び「第5期山北町障害福祉計画・第1期山北町障害児福祉計画」を策定し、各施策を展開してきました。

昨今では、支援の必要な方が、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱えて、複合的な支援を必要とするといった状況もみられており、年齢を重ねても、多様な生活課題を抱えても、総合的な支援を受けやすくする必要性が生じてきています。

このような状況の中、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障がいのある方の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「山北町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、近年の国の障害者支援関連の計画、法令の策定・改正状況をも踏まえつつ、新たに令和3年度を初年度とした「山北町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定しました。

今後はこれらの計画に基づき、障がいを理由として差別されることなく、一人ひとりの意思と個性を互いに尊重しあえる社会の推進と、それぞれの障がいの特性を踏まえた施策の展開を、近隣市町及び県と連携を取りながら、計画的に進めてまいります。

最後になりますが、この度の計画策定にあたりましてご尽力をいただきました障害福祉ネットワーク運営委員会の委員のみなさまをはじめ、パブリックコメントにおいて、貴重なご意見・ご提案をいただきました町民のみなさま、そして関係機関のみなさまに心から感謝申し上げます。

令和3年3月

山北町長 湯川 裕司

目 次

第 1 章	計画の考え方	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向について	2
3	計画の位置づけ	8
4	計画の期間	8
5	計画の対象	9
6	計画の策定方法	9
7	計画の点検・評価について	9
第 2 章	障がいのある方を取り巻く現状	10
1	障がいのある方の現状	10
2	第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画における成果目標と実績	17
第 3 章	計画の理念及び視点	21
1	計画の基本理念	21
2	計画策定の基本的な視点	22
第 4 章	障がい福祉サービスの体系	23
1	サービス提供体制の全体像	23
2	自立支援給付	24
3	地域生活支援事業	25
第 5 章	障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等 （第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画）	26
1	成果目標	26
2	障がい福祉サービスの見込量	31
3	地域生活支援事業の見込量	36
4	障がい児福祉サービスの見込量	44
第 6 章	計画の推進に向けて	45
1	計画の進捗管理	45
2	県・近隣市町等との連携	45
資料編		46
1	用語説明	46

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある方もない方も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成25年4月に障害者自立支援法を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。平成28年5月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対しきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めた「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。

高齢福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

昨今では、支援が必要な場合で、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、年齢を重ねても多様な生活課題を抱えても総合的な支援を受けやすくする必要性も生じてきています。

また、国の基本指針では、直近の障害者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉人材の確保や障害のある方の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

本町では、平成30年3月に策定した「山北町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、近年の国の障害者支援関連の計画・法令の策定・改正状況をも踏まえつつ新たに令和3年度を初年度とした山北町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することとしました。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向について

(1) 国の基本計画

① 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

(2) 関係法の動向

① 関連法の制定・改正

ア 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

ウ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

エ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある方が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある方が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

オ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

カ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

キ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

ク 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができるとする社会の実現を目指す

（３）障害福祉計画の見直しの動向

① 国の基本指針の見直しの主なポイント

ア 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

ウ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障害者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえ農福連携の更なる推進を図るとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

エ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

オ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・発達障害者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障害者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

カ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障害児の支援体制について、取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

キ 障害者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

ク 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

ケ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

② 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

ア 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

イ 障害福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

ウ 障害者の社会参加等を支える取組

（障害者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進）

- ・障害者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する

エ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である方等及びその家族に対する支援を行う必要がある

オ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目のない支援を受けることができるよう、障害福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要である

- ・コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

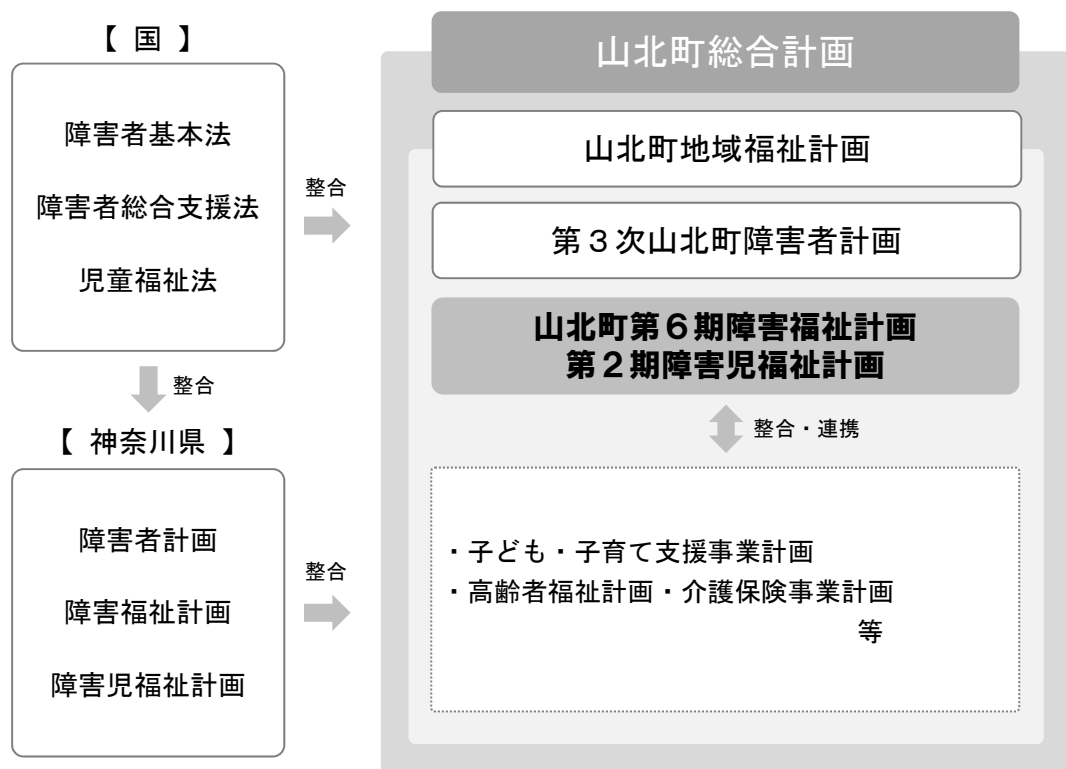
カ 農福連携等に向けた取組

- ・一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- ・就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- ・高齢障害者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障害者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい

3 計画の位置づけ

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障害のある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末における成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画で、それぞれ障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけています。

策定にあたっては、第4次障害者基本計画（国）や関連法・指針等を踏まえて策定するとともに、山北町総合計画及び山北町地域福祉推進計画などの関連計画等における障害者施策との整合性を保ちながら策定したものです。



4 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

5 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい等があるために日常生活又は社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方を対象とします。

6 計画の策定方法

障害者団体、福祉関連団体、教育機関、医師会、関連行政機関等の代表からなる「障害福祉ネットワーク運営委員会」において計画内容について確認およびパブリックコメントを実施し、本計画を策定しました。

7 計画の点検・評価について

山北町では「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」を年1回以上開催し、障害福祉計画の点検・評価機能を行う場に充ててきました。

障害児福祉計画で設定した成果目標及びサービス利用見込量についても同様に、「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」にて点検・評価を行い、過不足なくサービスを実施できる体制を整えます。

第 2 章

障がいのある方を取り巻く現状

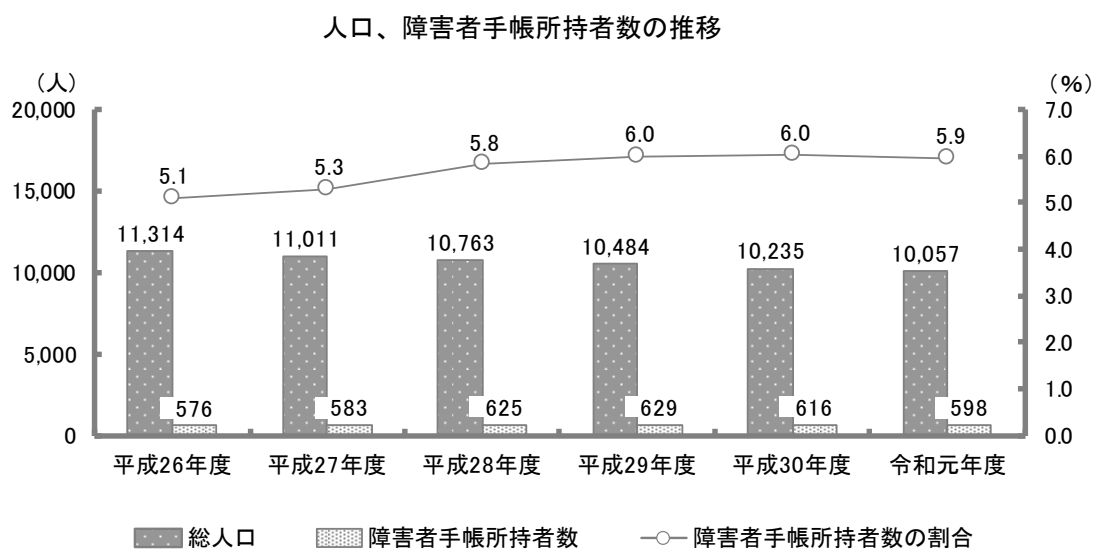
1 障がいのある方の現状

(1) 人口、障害者手帳所持者数の推移

① 人口、障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は、令和元年度現在10,057人で、年々減少しています。

障害者手帳所持者数は、平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しており、令和元年度では598人で、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合も5.9%となっています。

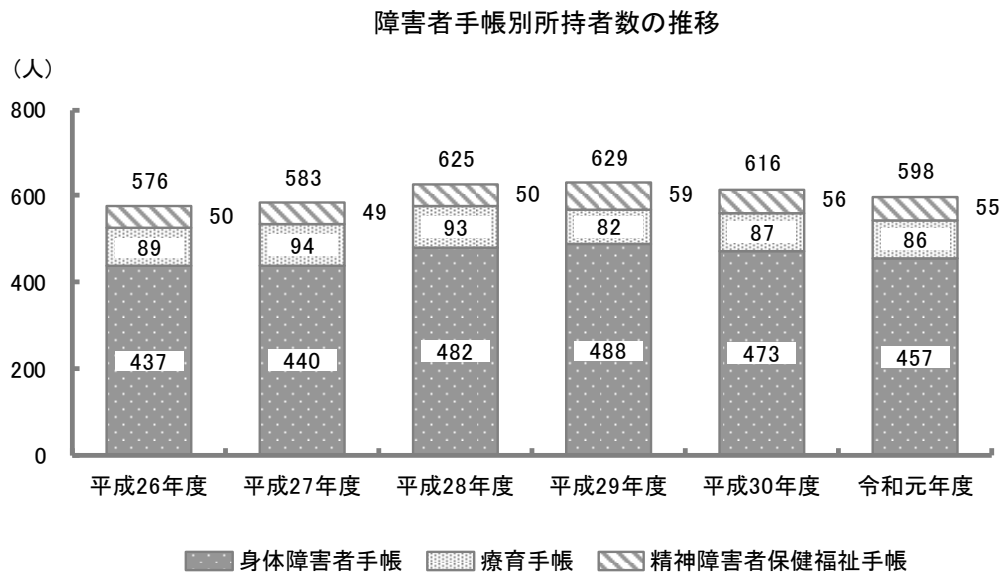


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は福祉課調べ（各年4月1日現在）

② 障害者手帳別所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しており、令和2年4月1日現在457人となっています。

また、療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しており、それぞれ令和2年4月1日現在86人、55人となっています。



資料：福祉課（各年4月1日現在）

（2）身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳所持者数の年齢別の推移をみると、令和2年4月1日現在、18歳未満の手帳所持者数は2人で、減少傾向にあります。18歳以上の手帳所持者数は455人で平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しています。

年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
18 歳未満	6	6	5	5	3	2
18 歳以上	431	434	477	483	470	455
合計	437	440	482	488	473	457

資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、1級の手帳所持者数が175人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が113人となっています。また、1級の手帳所持者数は増加傾向にあり、2級の手帳所持者数は減少傾向にあります。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1 級	162	168	184	185	178	175
2 級	70	68	74	66	66	63
3 級	62	60	67	68	64	61
4 級	108	106	109	120	117	113
5 級	13	12	16	17	16	15
6 級	22	26	32	32	32	30
合計	437	440	482	488	473	457

資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移をみると、肢体不自由が229人（50.2%）と最も多く、次いで内部障がいが156人（34.2%）となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は増加傾向にあり、肢体不自由の手帳所持者数は減少傾向にあります。

障がい種別 身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
視覚障がい	24	24	28	25	24	25
聴覚・平衡機能 障がい	36	39	44	44	43	39
音声・言語・そし ゃく機能障がい	4	5	9	10	8	7
肢体不自由	242	237	260	256	244	230
内部障がい	131	135	141	153	154	156
合計	437	440	482	488	473	456

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(3) 知的障がいのある方の状況

療育手帳所持者数の年齢別の推移をみると、令和2年4月1日現在、18歳未満の手帳所持者数は16人で、増加傾向にあります。18歳以上の手帳所持者数は70人で減少傾向となっています。

年齢別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
18 歳未満	14	15	14	13	16	16
うち 6 歳未満	3	4	4	1	2	3
18 歳以上	75	79	79	69	71	70
うち 65 歳以上	4	8	8	9	14	12
合計	89	94	93	82	87	86

資料：福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者数の程度（判定）別の推移をみると、令和2年4月1日現在、中度の手帳所持者数が29人で最も多く、次いで軽度の手帳所持者数が27人となっています。また、重度の手帳所持者数は横ばい傾向にあります。

等級別 療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
最重度（A 1）	15	15	14	14	15	15
重 度（A 2）	18	19	16	14	15	15
中 度（B 1）	31	34	36	29	28	29
軽 度（B 2）	25	26	27	25	29	27
合計	89	94	93	82	87	86

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障がいのある方の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の推移をみると、令和2年4月1日現在、18歳未満の手帳所持者数は0人となっています。18歳以上の手帳所持者数は55人で増加傾向となっています。

年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
18 歳未満	1	0	0	0	0	0
18 歳以上	49	49	50	59	56	55
合計	50	49	50	59	56	55

資料：福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和2年4月1日現在、2級の手帳所持者数が31人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が15人となっています。また、3級の手帳所持者数は増加傾向にあります。

等級別 精神障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
1 級	8	7	8	9	8	9
2 級	31	31	30	30	32	31
3 級	11	11	12	20	16	15
合計	50	49	50	59	56	55

資料：福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療受給者数の推移をみると、令和2年4月1日現在137人で、増加傾向にあります。

自立支援医療受給者の推移

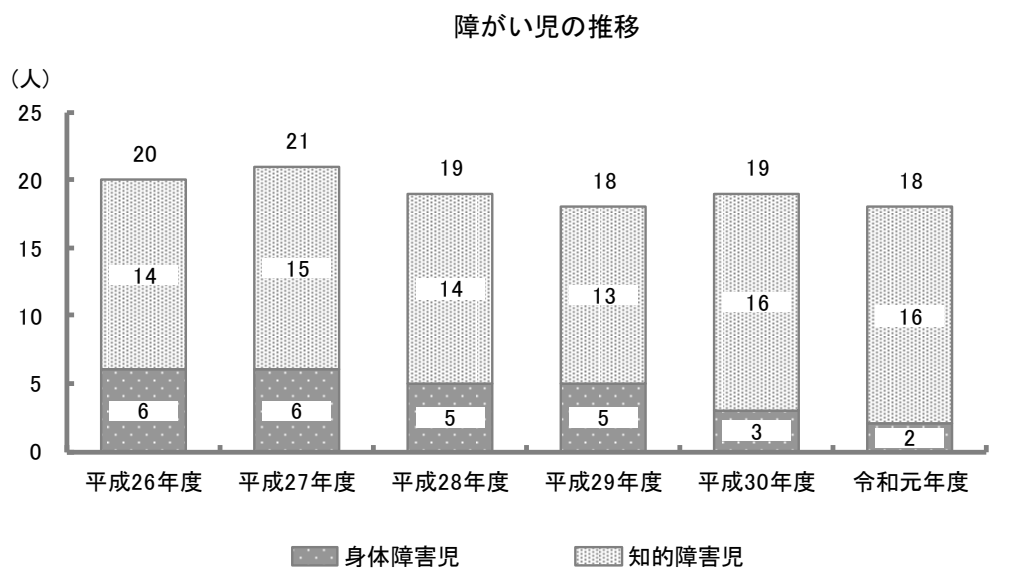
単位：人

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度
受給者	128	128	135	138	136	137

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(5) 障がい児の状況

障がいのある児童の推移をみると、身体障がいのある児童は、令和2年4月1日現在2人で、減少傾向にあります。知的障がいのある児童は、令和2年4月1日現在16人で、増加傾向にあります。

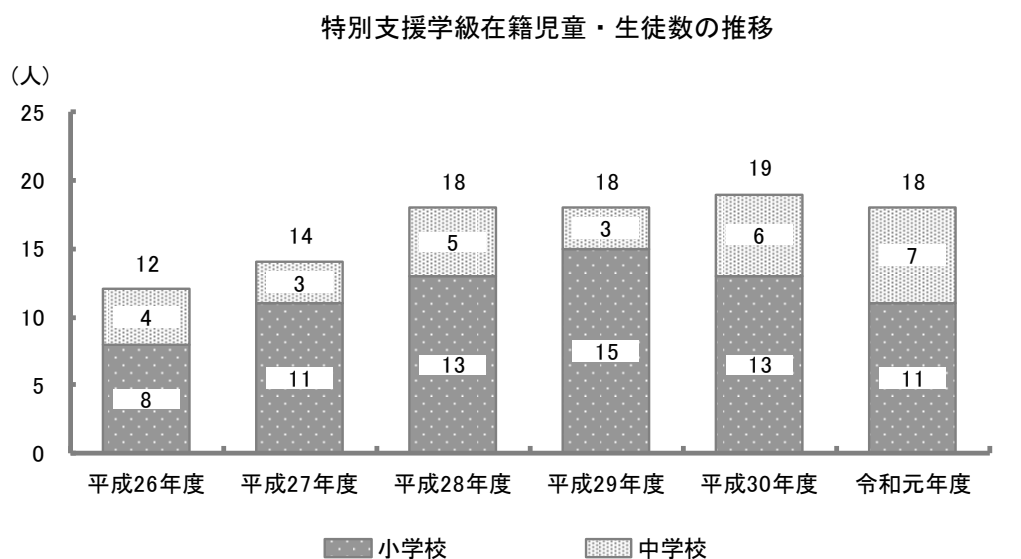


資料：福祉課（各年度末現在）

(6) 就学等の状況

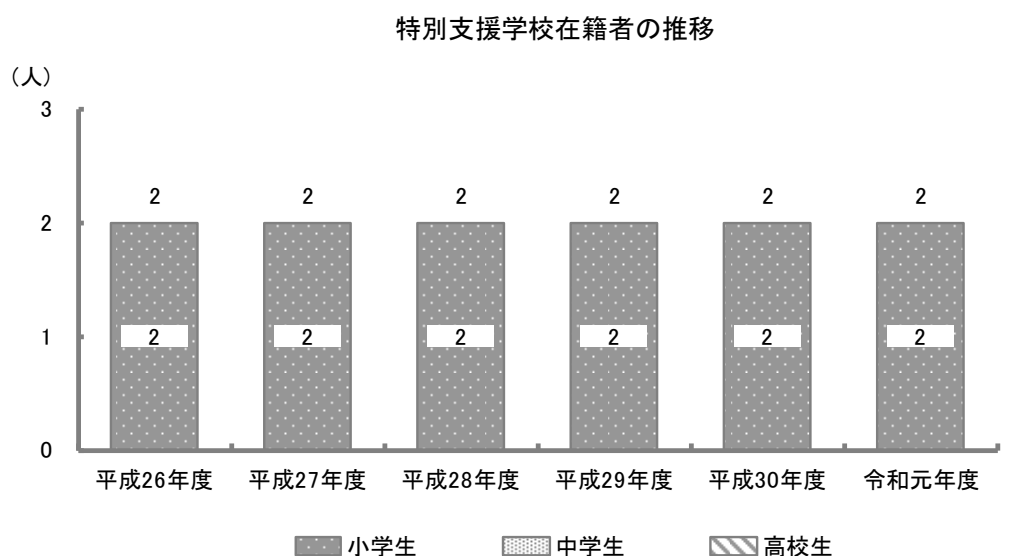
① 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和2年4月1日現在11人で、平成26年度から平成29年度にかけて増加し、その後減少しています。中学校の生徒数では、令和2年4月1日現在7人で、増加傾向にあります。



② 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学生は令和2年4月1日現在2人で、横ばいとなっています。中学生、高校生は0人となっています。



2 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における成果目標と実績

(1) 福祉施設から入所者の地域生活への移行

◆国の基本指針

○施設入所者数の削減

令和2年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減

○施設入所者の地域移行

令和2年度末時点で、平成28年度末時点の施設入所者の9%以上を地域生活へ移行

■ 山北町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	考え方
平成28年度末の施設入所者数	—	25人	平成28年度末の施設入所者数
削減数	1人 (4%)	8人	令和2年度末段階での削減数
地域生活移行者数	2人 (8.0%)	1人	平成28年度末の全入所者のうち、施設入所からグループホーム等へ移行した人数

施設入所者の削減数については、8人を見込んでおり、目標達成となっていますが、地域生活移行者数については、目標値2人に対し、1名の移行者数となり、目標達成できませんでした。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

◆国の基本指針

○協議の場の設置

令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます（1市5町）。

協議の場においては、未設置となっており、引き続き、令和5年度末までに圏域内で協議の場の設置に向けて検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

◆国の基本指針

- 令和2年度末までに、障がい者の地域生活を支援する拠点等を各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	考え方
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます（1市5町）。

地域生活支援拠点等の設置については、未設置となっており、引き続き、令和5年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項についてはPDCAに基づき検証と検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

◆国の基本指針

- 福祉施設から一般就労への移行
平成28年度実績の1.5倍以上
- 就労移行支援利用者数の増加
令和2年度末時点で平成28年度末の実績から2割以上増加
- 就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加
令和2年度末までに、利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上に
- 就労定着率の安定
各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%に

①福祉施設から一般就労への移行

■ 山北町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	備考
令和2年度の一般就労移行者数	3人	1人	令和2年度に福祉施設を退所し、一般就労へ移行する者の見込み

福祉施設から一般就労への移行については、目標値3人に対し、1名の移行者となり、目標未達成となっています。

②就労移行支援事業の利用者数

■ 山北町の目標と実績

項目	目標値	実績 (見込み)	備考
令和2年度の年間利用者数	2人	3人	令和2年度の就労移行支援利用者の見込み

就労移行支援事業の利用者数は、目標値2人に対し、3名の利用者数となり、目標達成となっています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

◆国の基本指針

○児童発達支援センターの整備

令和2年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置

○保育所等訪問支援の提供体制の整備

令和2年度末までに、各市町村において利用できる体制を構築

○重症心身障がい児を支援する事業所の確保：

令和2年度末までに、各市町村又は各圏域で重症心身障がい児を支援できる体制を整備した児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備

平成30年度末までに、各市町村又は各圏域に保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を1箇所以上設置

①児童発達支援センターの設置

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	圏域での設置 1箇所	2箇所設置済み	ほうあんふじ・ほうあんうみの2箇所

②保育所等訪問支援の利用体制の構築

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
体制の構築	圏域での設置 2箇所	1箇所設置済み	ほうあんふじの1箇所

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	圏域での設置 1 箇所	設置済み	太陽の門放課後等デイサービスセンター 「キャンバス」1 箇所

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

■ 山北町の目標と実績

項目	目標	実績	備考
整備箇所数	圏域での設置 1 箇所	未設置	自立支援協議会を活用し、広域的な確保に努めます（1市5町）。

1 計画の基本理念

第6期山北町障害福祉計画・第2期山北町障害児福祉計画では、下記の4つの基本理念を掲げ、取り組みを推進していきます。

(1) 障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

(2) 障がいの種別・状況によらない充実した支援の提供

障がいのある方が地域で障がい種別や特性に応じた適切なサービスが受けられるよう、サービス提供の充実に取り組みます。また、発達障がいや高次脳機能障がいのある方については、精神障がいのある方に含まれるものとして、法に基づく給付の対象となっていることや、難病患者等についても法に基づく給付の対象となっている等、制度の周知に努めます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題への対応や、障がいのある方の生活を地域全体で支えるため、企業や福祉施設、関係機関等の地域資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

(4) 障がいのある児童の健やかな成長のための切れ目のない支援体制の構築

障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期の健診等による早期発見から就学中の教育的支援、卒業後の地域での生活支援や就労への移行支援まで、一貫して効果的な支援を身近な場所で提供することができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援の整備を進めます。

2 計画策定の基本的な視点

障害福祉計画の策定にあたって、計画の基本理念を踏まえて障がいのある方の地域生活を進めていくための基本的な視点は、次の通りです。

(1) 地域共生社会の実現に向けた取組への対応

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組みます。また、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 のための規定の整備

精神障がい（発達障がい・高次脳機能障がいを含む）のある方でも地域生活を安心して送ることができるよう、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムの実現に向けて、保健・医療・福祉等の専門分野が集う協議体制の広域的な整備を図ります。

また、この地域包括ケアシステムの実現を視野に入れ、長期入院中の精神障がいのある方のうち、一定数が地域生活へ移行できるよう支援の充実に努めます。

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する規定の整備

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実に図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(4) 県及び近隣市町との連携・協力

地域包括ケアシステムの構築をはじめ、山北町単独ではサービスの提供・体制の整備が困難なものについては、近隣市町等との広域的な連携・協力により、サービス基盤の整備・充実に図ります。

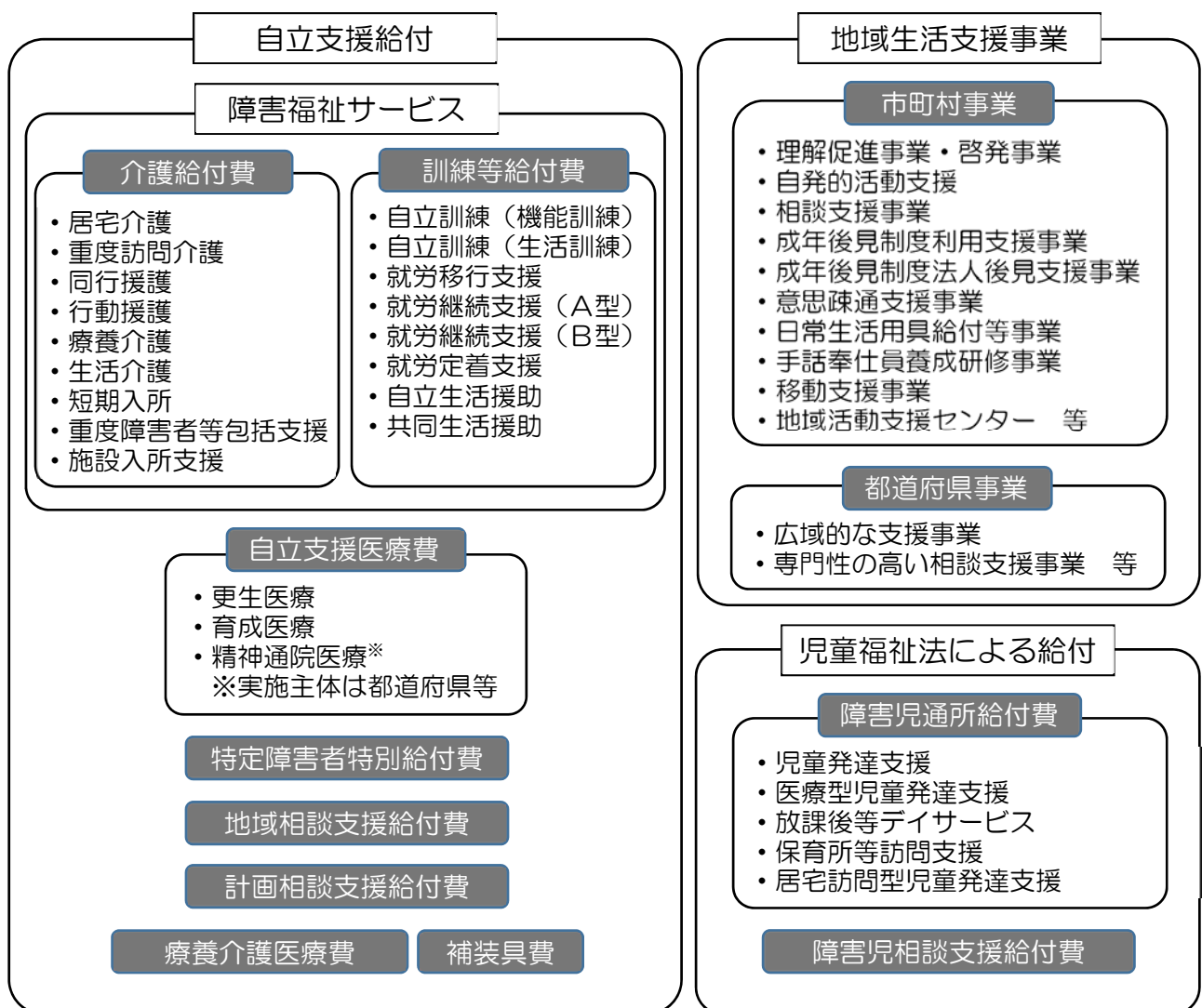
また、県に対しても、さらに専門的かつ広域的な支援体制の構築を要望します。

第4章

障がい福祉サービスの体系

1 サービス提供体制の全体像

「障害者総合支援法」によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と「相談支援」、及び国や都道府県の財政援助の下で地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児支援に係るサービスは、「児童福祉法」を根拠として実施されるものです。



2 自立支援給付

自立支援給付は、（１）介護給付、（２）訓練等給付、（３）自立支援医療、（４）補装具の４つに分類されます。

福祉サービスについては、受けたサービス量に応じて利用者が定率１割負担となっています。ただし、所得に応じて一定の負担上限額が設定されています。

（１）介護給付

- ・在宅の方の入浴・排せつ・食事等の日常生活の支援のほか、外出時の同行・代筆・代読等の行動支援、自宅で介護をしている方が病気の場合などに短期間介護を行うなど総合的な支援を行います。
- ・施設に入所されている方、グループホームで生活をされている方にも同様に介護等の支援を実施します。
- ・地域での一人暮らしへ移行された方の相談や周囲との関係について定期的に把握し、助言や指導を行うなど自立に向けた相談体制を拡充していきます。

（２）訓練等給付

- ・自立した日常生活・社会生活を送るために必要な身体機能の向上、生活能力の向上等を目的とした訓練や、一般就労を希望する方の知識・能力の向上、就労機会の提供といった自立や社会参加のために必要な訓練を実施していくサービスです。
- ・就労までの支援だけでなく、就労後の助言・指導や雇用先企業との連絡調整等、職場定着を目標とした支援体制を整備していきます。

（３）自立支援医療

- ・心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する助成制度です。
- ・対象となる主な障がいは、精神疾患、関節拘縮等の肢体不自由、白内障等の視覚障がい、心疾患や腎臓機能障がい等の内部障がいです。

(4) 補装具

- ・日常生活における移動時や就労場面における能率の向上等を目的として、身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に要した費用の一部を支給します。
- ・用具の給付・貸与については地域生活支援事業で実施します。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、「障害者総合支援法」第77条において法定化された事業で、地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて都道府県と連携しながら、市町村が主体となって実施します。

必須事業は「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「手話奉仕員養成研修事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」となっています。また、地域の実情に応じて訪問入浴サービス等その他の事業を実施します。

第 5 章

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する目標等（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

1 成果目標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

（1）福祉施設から入所者の地域生活への移行

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和元年度末時点の入所者数17人の11.8%の削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和元年度末時点の入所者数17人の11.8%の削減

成果目標	
令和5年度末の施設入所者数	15人
令和5年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	0 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0 人	20 人	20 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0 回	1 回	1 回

※引き続き、令和 5 年度末までに圏域内で協議の場の設置に向けて検討に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年 1 回以上検証、検討

活動指標			
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	0 箇所	1 箇所	1 箇所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	2 回	2 回	2 回

※令和 2 年度下半期から試験的運用を開始、検証及び検討作業を併せて実施しています。
引き続き、令和 5 年度末までに圏域で整備するとともに、スタートした事項については PDCA に基づき検証と検討を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和５年度における令和元年度実績の１．２７倍以上	令和元年度末の一般就労者数 ０人
就労移行支援における一般就労移行者数	令和５年度における令和元年度実績の１．３０倍以上	就労移行支援における一般就労移行者数 ３人
就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数	令和５年度における令和元年度実績の１．２６倍以上	就労継続支援Ａ型における一般就労移行者数 ０人
就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数	令和５年度における令和元年度実績の１．２３倍以上	就労継続支援Ｂ型における一般就労移行者数 １人
就労定着支援事業の利用者数	令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の７割が就労定着支援事業を利用することを基本	国の基本方針に基づき実施

成果目標	
令和５年度における一般就労移行者数	１人
令和５年度における一般就労移行者数（就労移行支援）	４人
令和５年度における一般就労移行者数（就労継続支援Ａ型）	１人
令和５年度における一般就労移行者数（就労継続支援Ｂ型）	１人
令和５年度における就労定着支援事業の利用者数	７０％

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センター設置	1 か所	【国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本】
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	有	【国指針：令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本】
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所の確保	1 か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	【国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場	設置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本】
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	設置	【国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】

○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備については、令和5年度末までに圏域設置に努めます。

○ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講開催やペアレントメンターの育成、ピアサポート活動への参加については、町母子保健事業や周辺地域の状況を見つつ検討していきます。

○また、第2期山北町子ども・子育て支援事業計画に基づき、障害のある児童の受入体制については、支援を必要とする児童の保育の実施にあたって、これまでと同様に、保育士の加配により各保育所での受け入れ体制を築きます。

（６）相談支援体制の充実・強化等

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和５年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和５年度末に基幹相談支援センターを設置、今後さらに機能及び内容の充実を図る。

（７）障がい福祉サービス等の質の向上

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和５年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	国の基本指針に基づき実施

成果目標	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	山北町障害福祉ネットワーク運営委員会の活用やＨＰ等で周知を図っていく。

2 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がい者が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的にを行います。
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障がい者や精神障がい者が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人分	17	10	6	10	14	17
	時間分	191	177	136	177	200	250
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	18
同行援護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	10
行動援護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	4
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	10

② 見込量確保の方策

- 今後、ニーズに応じてサービスを確保できる体制を整えながら利用時間の増加を目標にサービスの質の向上に向けた事業者の育成を県や圏域の行政と共に図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がいのある方または難病を患っている方等に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がい者等の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談と助言等の支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動等の機会の提供、知識と能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労した障がいのある方が、職場に定着できるよう支援する事業です。施設の職員が就職した事業所等を訪問することで、障がいのある方や企業を支援します。
療養介護	病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。
医療型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。
福祉型 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある方に病院、診療所、介護老人保健施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人分	47	44	38	44	45	47
	人日分	856	855	777	855	890	917
自立訓練 (機能訓練)	人分	1	1	0	1	1	1
	人日分	8.4	19	1	19	19	19

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (生活訓練)	人分	3	1	1	1	2	3
	人日分	30	6	8	6	20	27
就労移行支援	人分	5	3	2	3	4	5
	人日分	28	36	36	36	40	50
就労継続支援 (A型)	人分	1	1	1	1	2	3
	人日分	20	21	21	21	42	63
就労継続支援 (B型)	人分	37	29	29	33	36	39
	人日分	415	406	445	460	470	483
就労定着支援	人分	1	1	2	2	2	3
療養介護	人分	4	3	3	3	3	4
福祉型短期入所	人分	17	8	3	5	10	17
	人日分	25	29	17	20	40	53
医療型短期入所	人分	2	0	0	0	1	2
	人日分	3.8	0	0	0	2	4

② 見込量確保の方策

- 生活介護について、現状の利用実績を確保しつつ、特別支援学校卒業者など新規利用者を見込みながら、利用希望のある方々に支障がないよう、体制整備に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）について、機能訓練を実施する事業者が町内にはないため、事業者の広域的な確保と周知に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）について、地域生活への移行促進に伴い、精神科病院の長期入院患者の退院促進も進む見込みのため、利用者の見込値を増やしています。
- 就労移行支援について、今後、サービスの提供体制を整備して1人あたりの利用日数の増加を目指します。
- 就労継続支援A型について、近隣に実施している事業所が少ないため、見込みを立てるのが難しい現状にあります。しかし、国の基本指針と成果目標に基づき、利用者の増加を見込んでいます。
- 就労継続支援B型について、工賃の向上を図りつつも、生きがいや社会的役割を確保するなど、多様な働き方が求められており、町も推進に努めます。
- 就労定着支援について、圏域内で就労に関する支援や職業教育等に携わっている事業所を見直し、今後のサービス提供体制について協議を進めます。
- 療養介護について、今後も現状維持に努めます。
- 医療型の短期入所について、医療的ケアを伴う方が利用できるよう、医療機関等とも連携していくよう努めます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
施設入所支援	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。 生活介護を受けている方で障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）以上の方、あるいは下記の条件に該当する方が対象になります。 ◇自立訓練もしくは就労移行支援を受けている方で、入所を継続した上で訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方。 ◇就労継続支援B型と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方、又は生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する方で、障害支援区分が区分4（50歳以上の場合は区分3）よりも低い方であって、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた方。
共同生活援助	障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

① 必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	日分	25	21	17	17	16	15
共同生活援助	人分	14	14	17	18	20	23

② 見込量確保の方策

- 施設入所支援について、成果目標に沿う形で、地域生活への移行促進とともに利用者が減る見込みを立てていきますが、地域や施設の実情に合わせて一定の利用量を見込んでいきます。
- 共同生活援助施設入所から地域生活への移行の受け皿として、グループホームの需要増が見込まれるため、同施設の整備に努めるほか、障がいのある方のニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスの提供事業所の確保を検討します。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障害福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がいのある方等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障がいのある方に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人分	83	81	97	98	104	110
地域移行支援	人分	0	0	1	2	2	2
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 現在、周辺地域における相談支援事業所数が少なく、飽和状態となっています。この現状を受け、地域自立支援協議会等でニーズのある障がいのある方々に対し不足が生じないように、調整・検討を行っていきます。
- 指定地域相談支援についてはこの地域では事例が少なく、受け入れられる事業所も少ない現状にあります。今後、精神科病院等からの地域移行者が増えてくることが見込まれるため、周辺自治体・相談支援事業所とともに体制整備に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある方の理解を深めるための研修・啓発を通じ、地域住民への働きかけを強化します。

また、山北町社会福祉大会において講演会を行い、理解促進を図っています。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある方が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がいのある方、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するものです。

(3) 相談支援事業

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障がいのある方又は障がいのある方を介護する方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としたものです。 1市5町で「相談支援センターりあん」に委託しています。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターとは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を総合的に行うことを目的としたものです。
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援する事業です。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 障がいのある方についての総合的な相談窓口の充実を図ります。また、自立支援協議会において、地域の関係機関の連携のもとに相談支援の質の向上を図るとともに、基幹相談支援センター等の機能強化事業を計画的に進めます。
- 相談活動を充実させるために民生委員・児童委員等の支援体制を整備し、地域で気軽に相談できる体制づくりとともに、適切な情報提供に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度が必要であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方に対し、申し立てに要する経費を助成する事業です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1	1	1	1	2	2

② 見込量確保の方策

- 制度に関する情報の周知を進め、新たに利用希望者があった時にはすぐに対応できるよう体制を整備していきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉法人やNPO法人が成年後見制度における後見等の業務を適切に行えるよう、研修や組織体制の構築を支援する事業です。

1市5町で構成されるあしがら後見センター（仮）準備会の中で実施に向けた協議を行います。

(6) 意思疎通支援事業

サービス	概要
意思疎通支援事業	聴覚や視覚、音声機能又は言語機能、その他の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とした事業です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	実利用者数	5	6	4	5	6	7

② 見込量確保の方策

- 利用希望者に迅速に対応できるよう、手話通訳ボランティアや要約筆記者、点訳・朗読ボランティアの養成講座等を社会福祉協議会などと協力して開催し、ボランティアの養成や支援の充実を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

サービス	概要
日常生活用具給付等事業	障がいのある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活上の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	3	0	0	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	1	0	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	0	1	2	2	3	4
排泄管理支援用具	件	26	31	34	37	40	44
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	0	0	0	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 今後も同じ利用者が利用を継続されていくこと、新規利用者が増えることを見込んでいます。
- 障がいのある方の日常生活の便宜を図るために、ストマ用装具・特殊ベッド・入浴補助用具等日常生活用具の利用促進と事業の充実を図ります。
- 現在、利用者のいない用具についても、必要に応じて提供できる体制を整えます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

今後、より多くの方に参加して頂けるよう、近隣市町と協議を進め体制を整備していきます。

手話奉仕員養成講座を1市5町で開催し、奉仕員の養成に努めます。

(9) 移動支援事業

サービス	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方を対象に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした事業です。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	実利用者数	6	8	5	8	8	8
	時間	284	389	540	544	544	544

② 見込量確保の方策

- 地域生活に移行された方の自立促進に不可欠なサービスのため、微増で見込んでいます。現在は個別支援型で対応していますが、今後は障がいのある方のニーズに応じてグループ支援型も検討していきます。
- 路線バスやタクシーの利用促進、自動車改造費助成、福祉タクシー利用助成等の事業を進め、移動・交通手段の充実に努めるとともに障がいのある方の社会参加を支援します。

(10) 地域活動支援センター事業

サービス	概要
基礎的事業 機能強化事業	障がいのある方を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ることを目的としたものです。 1市5町で「地域支援センターひまわり」に委託をしています。 【基礎的事業】 ・地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対して創作的活動・生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うものです。 【機能強化事業】 ・基礎的事業に加えて、相談支援事業や入浴サービス等の事業を併せて行うことで、地域活動支援センターの機能を充実強化します。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基礎的事業	箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	3	3	4	4	4	4
機能強化事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- これまでの利用実績も安定していた事業のため、今後も同等の利用希望者が見込まれます。

(11) 任意事業

サービス	概要
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある方の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を図ります。
社会参加支援事業	地域の実情に応じた障がいのある方の社会参加を促進します。 山北町では「福祉タクシー利用助成事業」として実施しており、重度の心身障がいのある方にタクシーの運賃を助成するタクシー券を交付する等の事業を通じて、就労等社会活動への参加の促進を図ります。
日中一時支援事業	障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

① 必要な量の見込み（年間）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	実利用者数	0	3	0	3	3	3
社会参加促進	実利用者数	154	146	127	154	154	154
日中一時支援	実利用者数	6	9	5	9	9	9

② 見込量確保の方策

- 利用者の拡大に向けて、引き続き体制を整備していきます。

4 障がい児福祉サービスの見込量

サービス名	概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児等の重度の障がいのある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用を希望する障がいのある児童に対し、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画案を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

① 必要な量の見込み（１月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人分	5	7	6	7	8	9
	人日分	30	51	59	51	60	70
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	16
	人日分	0	0	0	0	0	1
放課後等デイサービス	人分	10	10	12	13	14	16
	人日分	138	142	169	182	196	224
保育所等訪問支援	人分	1	0	0	1	1	1
	人日分	1	0	0	1	1	1
障害児相談支援	人分	11	21	18	19	20	21

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援について、利用者のニーズに合わせて実施できる体制を整備できるよう、近隣市町と協議を進めます。
- 居宅訪問型児童発達支援について、対象となる児童の利用を見込んだ上で、支援体制の確保に努めます。
- 放課後等デイサービスについて、今後も利用者の増加を見込んでおり、成果目標となっている支援体制の確保も含めて近隣市町と協議を進め、サービスを実施できる事業者の拡充を検討していきます。
- 保育所等訪問支援について、町単独での実施は困難ですが、広域的な実施体制では定期的な訪問が難しくなります。今後、支援にあたる専門員の教育を含め近隣市町で協議を進めます。
- 障害児相談支援について、セルフプランの利用者がいるため、今後は専門員による計画案の作成、モニタリングの活用につなげていきます。

第 6 章

計画の推進に向けて

1 計画の進捗管理

計画期間中の各年度の見込値に対する実績を比較・検討し、各計画の目標及び方針に係る見直しを令和5年度末までに行います。

計画期間中の進捗管理は、PDCAサイクルの手法に即して、各年度に「山北町障害福祉ネットワーク運営委員会」内で点検・評価を行っていきます。

2 県・近隣市町等との連携

本計画は、山北町における「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく各サービスについて計画したのですが、障がいのある方に対する福祉施策は広域的な取り組みによるところが大きく、今後もこの方向性は大きく変わりません。したがって、県や近隣市町及び地域自立支援協議会等との情報交換や協議等を積極的に行い、より一層連携を強化・拡大していくことにより、本計画の実現を目指します。



資料編

1 用語説明

	あ行	
--	----	--

○一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

○医療的ケア児

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要なとする障がい児のこと。

	か行	
--	----	--

○基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

○グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

○高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

○合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活を送る上で様々な制限をもたらす社会的障壁を取り除くために、その除去に過度の負担が伴わない場合は、障がいのある方に対し必要かつ適当な変更・調整を行う配慮のこと。車椅子の方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、障がいのある方の障がいの特性に応じ、筆談や読み上げ等の対応を取ることなどが挙げられる。

	さ行	
--	----	--

○児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

○社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、観念等のこと。具体的には、利用しにくい施設、利用しにくい制度、障がいのある方の存在を意識していない慣習、障がいのある方への偏見などを指す。

○手話通訳者

聴力及び言語障がいのある方と健聴者等との意思疎通を円滑にするため、手話を用いた通訳を行う者のことで、原則として全国统一試験に合格した後、各都道府県の審査を通過する必要がある。現在はボランティアによる支援が多く、各自治体が養成・派遣を行う「手話奉仕員」による活動も普及している。なお、厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）に合格し、手話を用いて聴覚障がいのある方と健聴者とのコミュニケーションの仲介・伝達等を図ることを業とする者を「手話通訳士」という。

○障害支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。

○自立支援協議会

関係機関や関係団体、障がいのある方とその家族、また障がいのある方の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成される協議会。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある方への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人（15歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

○精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

○成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

	た行	
--	----	--

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

○地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人、子どもの地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できるしくみ。

○地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

○特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

○特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がいのある方、聴覚障がいのある方、知的障がいのある方、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。平成18年の学校教育法の改正により創設された。

	な行	
--	----	--

○難病

難病対策要綱では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

○日常生活用具

障がい者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

	は行	
--	----	--

○発達障がい

発達障害者支援法には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものと定義されている。これらは生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点で共通している。

○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことを言う。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置したりする等のハード面だけではなく、物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきている。

○ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

法人後見 法人が成年後見人として業務を担うこと。

○補装具

義肢や車椅子、義眼や補聴器など、障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。

	や行	
--	----	--

○要約筆記者

障がいのある児童が社会的に自立できるように取り組む治療と教育のこと。

○リハビリテーション

障がい者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本理念となっている。

○療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、等級の区分も各自治体によって異なる。